



実用新案法案	北海道寒冷地畑作営農改善資金融通
実用新案法施行法案	臨時措置法
意匠法案	国会議員の選挙等の執行経費の基準
商標法案	基き、国会の議決を求めるの件
特許法等の施行に伴う関係法令の整	北海道寒冷地畑作営農改善資金融通
理に関する法律案	臨時措置法案
同日可決した左の内閣提出案は即日こ	国会議員の選挙等の執行経費の基準
れを衆議院に送付した。	に關する法律の一部を改正する法律案
土地整理法の一部を改正する法	に關する法律の一部を改正する法律案
律案	に關する法律の一部を改正する法律案
特許法施行法案	南方同胞援護会法の一部を改正する
意匠法施行法案	法律案
商標法施行法案	日本国憲法第八条の規定による議決
特許法等の一部を改正する法律案	案
同日委員長から左の報告書を提出し	放送法の一部を改正する法律案
た。	日本国憲法第八条の規定による議決
所得に対する租税に関する二重課税	案
の回避及び脱税の防止のための日本	同日本院は、左の衆議院提出案を可決
とパキスタンとの間の条約の実施	した旨衆議院に通知した。
に伴う所得税法の特例等に関する法	放送法の一部を改正する法律案
律案可決報告書	同日本院は、左の衆議院提出案を可決
所得に対する租税に関する二重課税	した旨衆議院に通知した。
の回避及び脱税の防止のための日本	内閣に送付し、その旨衆議院に通知し
とノールウェーとの間の条約の実	た。
施に伴う所得税法の特例等に関する法	同日本院において議決した左の件を内
律案可決報告書	閣に送付し、その旨衆議院に通知し
昭和三十二年度一般会計予算補正	た。
(第2号)	日本国憲法第八条の規定による議
災害被災者に対する租税の減免、徵	決
収猶予等に関する法律の一部を改正	日本国憲法第八条の規定による議
する法律案	決
日本国とアメリカ合衆国との間の安	同日内閣から、地方財政法第三十条の
全保障条約第三条に基く行政協定の	二の規定による左の報告書を受領し
実施に伴う國税法等の臨時特例に關	た。
する法律の一部を改正する法律	地方財政の状況報告書
去る十二日委員長から提出した左の実	同十四日議長において、左の常任委
地調査のための委員派遣を要求書記載	員の辞任を許可した。
する	社会労働委員 齋藤 昇君
高野 一夫君	運輸委員 橋山 フタ君
秋山俊一郎君	建設委員 稲浦 鹿藏君
杉原 荒太郎君	予算委員 秋山俊一郎君
小山邦太郎君	同
大沢 雄一君	同
石坂 豊一君	同
羽生 三七君	同
高野 一夫君	同
小柳 勇君	同
後藤 義隆君	同
中野 文門君	同
柴田 栄君	同
高野 一夫君	決算委員
横山 フク君	同
斎藤 昇君	同
後藤 義隆君	同
柴田 栄君	社会労働委員 齋藤 昇君
中野 文門君	運輸委員 橋山 フタ君
高野 一夫君	建設委員 稲浦 鹿藏君
斎藤 昇君	予算委員 秋山俊一郎君
後藤 義隆君	同
柴田 栄君	同
中野 文門君	同
高野 一夫君	同
斎藤 昇君	同
後藤 義隆君	同
柴田 栄君	同
中野 文門君	同
高野 一夫君	同
山本 米治君	同
山本 米治君	同
小柳 勇君	同
小山邦太郎君	同
羽生 三七君	同





度と検定される粗糖に換算された重量をいう。

(4) 「純輸入量」とは、砂糖の総輸入量から総輸出量を差し引いた量をいう。

(5) 「純輸出量」とは、砂糖の総輸出量（国内の港で船用品として積み込む砂糖の量を除く。）から総輸入量を差し引いた量をいう。

(6) 「自由市場」とは、この協定のいずれかの規定に基く例外を除き、世界市場の純輸入量の合計をい

(7) 「輸入国」とは、第三十三条に掲げるいすれかの国をいう。

(8) 「輸出国」とは、第三十四条に掲げるいすれかの国をいう。

(9) 「基準輸出トン数」とは、第十四

条1に掲げる砂糖の量をいう。

(10) 「最初の輸出割当」とは、第十八条の規定に基いて割当年度ごとに第十四条1に掲げる各国に割り当てられる砂糖の量をいう。

(11) 「実際の輸出割当」とは、最初の輸出割当を随時行われる調整により修正したものをいう。

(12) 「砂糖の在庫量」とは、第十三条の規定の適用上、各締約国政府が同条の規定に基いて理事会に通告するところに従い、次のいすれかをいう。

(i) 当該国にあるすべての砂糖

(ii) 「特別投票」とは、第三十六条(2)の規定に基いて設立される委員会に定める意味を有する。

庫にあるもの又は国内の仕向地に向けて国内輸送中のもの。ただし、保税地域に貯蔵される外國砂糖（一時輸入中の砂糖も含むものとする。）並びに製造工場、精製工場及び倉庫にある内輸送中の砂糖で国内消費のためにのみ分配され、かつ、当該国の現行の国内消費税が支払われているものを除く。

(iii) 当該国にあるすべての砂糖で、製造工場、精製工場及び倉庫にあるもの又は国内の仕向地に向けて国内輸送中のもの。ただし、保税地域に貯蔵されている外國砂糖（一時輸入中の砂糖も含むものとする。）並びに製造工場、精製工場及び倉庫にある又は国内の仕向地に向けて国内輸送中の砂糖で国内消費のためにのみ分配されるものを除く。

(iv) 「価格」及び「相場」とは、第二十条に定める意味を有する。

(v) 「理事会」とは、第二十七条の規定に基いて設立される国際砂糖理事会をいう。

(vi) 「執行委員会」とは、第三十七条の規定に基いて設立される委員会をいう。

(vii) 「特別投票」とは、第三十六条(2)の規定に基いて設立される委員会に定める意味を有する。

第三章 締約国政府による一  
般約束

1. 補助金

(1) 締約国政府は、砂糖に対する補助金が、自由市場における公正なかつ安定した価格の維持を妨げ、及びこの協定の適切な運用を危くするおそれがあるものと認める。自國の領域から砂糖の輸出を増加させ、又は自國の領域への砂糖の輸入を減少させる作用をする補助金（所得又は価格に対するいかなる形式の補助をも含む。）を許すし、又は継続するときは、各割当年度中に、理事会に対し、書面により、当該補助の範囲及び性質、自國の領域から輸出され、又は自國の領域へ輸入される砂糖の量に当該補助が及ぼすと予想される効果並びに当該補助を必要とする事情について通告するものとする。この項にいう通告は、理事会の要請を受けたときに行うものとし、理事会は、その手続規則に定める形及び時期において割当年度ごとに少くとも一回その要請を行うものとする。

(2) 締約国政府は、非締約国が締約国の負担において利益を得ることを防ぐため、一千九百五十年、一千九百五十二年及び一千九百五十三年の三暦年のいすれかの一年間に非締約国全体から輸入した量より多い量をいすれの割当年度中にも非締約国全体からなんらかの目的のために輸入しないことに同意する。ただし、第二十一条(3)の規定により輸出の割当及び制限が行われない期間中に締約国が非締約国から購入した量で、締約国政府がその購入を行いう旨をあらかじめ理事会に通告したものは、前記の量には含まれないものとする。

(3) (i) に掲げる年は、これを変更する特別な理由があると認めるいすれかの締約国政府の要請に基づいて理事会の決定により、変更することができる。

(ii) 締約国政府は、(1)の規定により自己に課せられた義務の履行の結果、自國の精製砂糖の再輸出貿易又は砂糖を含有する產品

があると認めるときは、補助を許すしている締約国政府は、要請により、他の一又は二以上の関係

締約国政府又は理事会と補助を限定することができるかどうかについて討議するものとする。この問題が理事会に提出されるときは、理事会は、関係政府とともにその問題を調査し、及び適当と認める勧告を行うことができる。

第四章 砂糖を輸入する締約国政府の特別義務

第七条

(1) (i) 各締約国政府は、非締約国が締約国の負担において利益を得ることを防ぐため、一千九百五十年、一千九百五十二年及び一千九百五十三年の三暦年のいすれかの一年間に非締約国全体から輸入した量より多い量をいすれの割当年度中にも非締約国全体からなんらかの目的のために輸入しないことに同意する。ただし、第二十一条(3)の規定により輸出の割当及び制限が行われない期間中に締約国が非締約国から購入した量で、締約国政府がその購入を行いう旨をあらかじめ理事会に通告したものは、前記の量には含まれないものとする。

(ii) (i) に掲げる年は、これを変更する特別な理由があると認めるいすれかの締約国政府の要請に基づいて理事会の決定により、変更することができる。

(iii) 締約国政府は、(1)の規定により自己に課せられた義務の履行の結果、自國の精製砂糖の再輸出貿易又は砂糖を含有する產品



事会は、その通告を受領したときは、第十九条(1)(i)の規定に従つて措置を執るものとする。

#### 第十二条

(1) いずれかの締約輸出国のいずれかの割当年度中の自由市場への現実の純輸出量が、その国の政府が

第十一條(1)の規定による通告を行つて、その国におけるその国の実際の輸出割当から、その政府がその割当から、その政府がその割当のうち使用されないと予想する旨を第十一條(1)の規定に従つて通告した部分がある場合においては、その部分を減じ、かつ、第二十一条の規定に基き理事会がその後その国における輸出割当について削減を行つた場合には、その純削減量を減じたものに達しないときは、その差は、それが第十一條(1)の規定に基いて通告した量の五十分の一を減じたものに達しないとて、次の割当年度のその国の実際の輸出割当から削減される。

(2) 第十一條の規定に基く通告が行われなかつたときは、割当年度の終りに実際の輸出割当を下まわるその割当年度中の純輸出量のいかなる不足も、すべて、次の割当年度のその国の輸出割当から削減される。

(3) 理事会は、純輸出量の不足が不可抗力によるものであるといふ關係締約国の説明を認めるときは、この条の規定に基いて削減されるべき量を修正することができる。

(4) 各締約輸出国政府は、いづれの割当年度についても四月一日前に前割当年度の自國の純輸出量を理事会に通告することを約束する。

(5) (3)の規定に基いて保有され、(4)の規定により修正されることのある在庫量を有する各締約国政府は、当該在庫量が次の割当年度におけるその国の収穫開始前に補充することができるのでなければ、理事会による別段の承認がない限り、第十四条Cの規定に基く優先順位に応ずるためにも、また、実際の割当が自國の基準輸出トン数より少い場合に第二十一条の規定に基く割当の増加に応ずるためにも、その在庫量を使用しないことに同意する。

(6) 各締約輸出国政府は、自國がこの協定から脱退した後も、又はこの協定の有効期間が満了した後も、で

きる限り、この条の規定に基いて保有する在庫量を砂糖の自由市場に不当な混乱を起させるような方法によつて処分することを許さないことに同意する。

(7) 各政府は、批准書、受託書又は加入書を寄託する際に、第二条に掲げる「砂糖の在庫量」の二個の定義のうちいずれを自國に適用するこ

達しないときは、第十一條(2)の規定に従つて通告した量の五十分の一セントに等しい量は、次の割当年度のその国の輸出割当から当該不足を削減するときに、その削減から除かれる。

(2) 理事会は、特別の事情により正当であると認めるときは、いずれかの国の生産量の二十分の一セントをとえる在庫量の保有を許可することができる。

(3) 最低限度の在庫量を修正することができるときは、その国が保有すべき最低限度の在庫量を修正することができる。

(4) (3)の規定に基いて保有され、(4)の規定により修正されることのある在庫量を有する各締約国政府は、当該在庫量が次の割当年度におけるその国の収穫開始前に補充することができるのでなければ、理事会による別段の承認がない限り、第十四条Cの規定に基く優先順位に応ずるためにも、また、実際の割当が自國の基準輸出トン数より少い場合に第二十一条の規定に基く割当の増加に応ずるためにも、その在庫量を使用しないこと

ができる。ただし、当該在庫量の保有を妨げる

こと

ができないと認めるときは、理事会にその事情を説明することができる。理事会は、当該政府の説明が十分な理由に基づくものであると認めるとときは、その国が保有すべき最低限度の在庫量を修正することができる。

#### 第七章 輸出統制

##### 第十四条 基準輸出トン数

(1) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)

に

する。

(2) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(3) (i)

する。

(4) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(5) (i)

する。

(6) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(7) (i)

する。

(8) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(9) (i)

する。

(10) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(11) (i)

する。

(12) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(13) (i)

する。

(14) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(15) (i)

する。

(16) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(17) (i)

する。

(18) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(19) (i)

する。

(20) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(21) (i)

する。

(22) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(23) (i)

する。

(24) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(25) (i)

する。

(26) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(27) (i)

する。

(28) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(29) (i)

する。

(30) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(31) (i)

する。

(32) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(33) (i)

する。

(34) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(35) (i)

する。

(36) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(37) (i)

する。

(38) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(39) (i)

する。

(40) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(41) (i)

する。

(42) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(43) (i)

する。

(44) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(45) (i)

する。

(46) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(47) (i)

する。

(48) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(49) (i)

する。

(50) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(51) (i)

する。

(52) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(53) (i)

する。

(54) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(55) (i)

する。

(56) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(57) (i)

する。

(58) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(59) (i)

する。

(60) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(61) (i)

する。

(62) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(63) (i)

する。

(64) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(65) (i)

する。

(66) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(67) (i)

する。

(68) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(69) (i)

する。

(70) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(71) (i)

する。

(72) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(73) (i)

する。

(74) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(75) (i)

する。

(76) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(77) (i)

する。

(78) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(79) (i)

する。

(80) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(81) (i)

する。

(82) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(83) (i)

する。

(84) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(85) (i)

する。

(86) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(87) (i)

する。

(88) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(89) (i)

する。

(90) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(91) (i)

する。

(92) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(93) (i)

する。

(94) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(95) (i)

する。

(96) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(97) (i)

する。

(98) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(99) (i)

する。

(100) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(101) (i)

する。

(102) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(103) (i)

する。

(104) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(105) (i)

する。

(106) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(107) (i)

する。

(108) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(109) (i)

する。

(110) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(111) (i)

する。

(112) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(113) (i)

する。

(114) (i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

ペル フィリピン ボーランド トルコ ソヴィエト社会主義共和国連邦	四九〇 二五〇 一一〇 一〇〇 二一〇
ボルトガル（海外諸州を含む。）	一〇〇
注1 ベルギーの純輸出量を算定するに当つて、モロッコ向けの最初の二十五、〇〇〇トンの輸出量は、除外する。	
注2 フランス・フラン通貨地域内におけるフランスとモロッコ及びテニジアとの間に存在する連携関係にかんがみ、かつ、モロッコ及びテニジアが自由市場から輸入を行つてゐることを考慮し、フランスは、実際の輸出割当のほかに、一年につき三八〇、〇〇〇トンの純量の砂糖の輸出を認められる。	
注3 オランダ王国は、千九百五十九年、千九百六十一年を通じ、その期間中に輸入する量より多い砂糖の輸出を行わないことを約束する。	

(2) (a) チェコスロヴァキア共和国、ハンガリー及びボーランド人民共和国の輸出割当は、その輸出は、この協定外のものである。	中国(台灣) 印度 ソヴィエト社会主義共和国連邦の輸出割当は、この協定外のものである。
(b) ソヴィエト社会主義共和国連邦の輸出割当は、五〇、〇〇〇トンをこえるチエコスロヴァキア共和国、ハンガリー及びボーランド人民共和国からの砂糖の輸入を考慮しないで計算される。	ソヴィエト社会主義共和国連邦の輸出割当は、五〇、〇〇〇トンをこえるチエコスロヴァキア共和国、ハンガリー及びボーランド人民共和国からの砂糖の輸入を考慮しないで計算される。
(3) この条の規定により基準輸出トン数が割り当てられていないコスタ・リカ、エクアドル、グアテマラ、ニカラグア及びパナマは、おのおの、一年に粗糖換算による二、〇〇〇トンまで自由市場に輸出することができる。	これらの割当は、基準輸出トン数ではないが、第十九条の規定を除く他の規定は、これららの割当を基準輸出トン数とみなして、これに適用する。
(4) (a) 最初の五〇、〇〇〇トンは、キューバに割り当てられる。 (b) 次の二五、〇〇〇トンは、ボーランドに割り当てられることの協定は、自由市場において許された範囲内で砂糖の輸出国としての歴史的地位を回復しようとする主権国たるインドネシアの希望を無視するものではなく、また、これを無効にする目的を有するものでもない。	C. 輸出割当のうち使用しない部分又は自由市場の増加需要に対する優先順位 (6) 実際の輸出割当の決定に当たり、次の優先順位が(7)の規定に従つて適用されるものとする。 (a) 最初の五〇、〇〇〇トンは、キューバに割り当てられる。

(7) (1) 理事会は、第十九条(i)及び(ii)の規定の適用から生ずる再配分を行うに当り、(6)に掲げる優先順位を適用するものとする。	(1) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府（英領西インド諸島、英領ギアナ、モーリシャス及びフィジーを代表する。）オーストラリア連邦政府及び南アフリカ連邦政府は、千九百五十二年の英連邦砂糖協定で定める輸出領域からの砂糖の純輸出量（英連邦の互に隣接する領域又は島の間の砂糖の移動で、その移動の量が慣行上公認されているものについては、その移動の量を除く。）が全体として次の総量をこえないことを約束する。
(7) (2) 第十五条	(ii) 千九百六十年及び千九百六一年の兩年においては、一年に、粗糖換算によらない二、五七五、〇〇〇英ロング・トン（二、六一七、〇六〇トン）
(5) この協定の最初の三割當年度のそれぞれについて、特別予備量を決定して、次のとおり割り当てる。	(i) 及び(3)に掲げる量の輸出のほかに、前記の政府は、千穀、洪水その他の悪条件の場合を除き、英連邦砂糖協定で定める輸出領域全

(7) (1) 理事会は、第十九条(i)及び(ii)の規定の適用から生ずる再配分を行うに当り、(6)に掲げる優先順位を適用するものとする。	(1) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府（英領西インド諸島、英領ギアナ、モーリシャス及びフィジーを代表する。）オーストラリア連邦政府及び南アフリカ連邦政府は、千九百五十二年の英連邦砂糖協定で定める輸出領域からの砂糖の純輸出量（英連邦の互に隣接する領域又は島の間の砂糖の移動で、その移動の量が慣行上公認されているものについては、その移動の量を除く。）が全体として次の総量をこえないことを約束する。
(7) (2) 第十五条	(ii) 千九百六十年及び千九百六一年の兩年においては、一年に、粗糖換算によらない二、五七五、〇〇〇英ロング・トン（二、六一七、〇六〇トン）
(5) この協定の最初の三割當年度のそれぞれについて、特別予備量を決定して、次のとおり割り当てる。	(i) 及び(3)に掲げる量の輸出のほかに、前記の政府は、千穀、洪水その他の悪条件の場合を除き、英連邦砂糖協定で定める輸出領域全

(7) (1) 理事会は、第十九条(i)及び(ii)の規定の適用から生ずる再配分を行うに当り、(6)に掲げる優先順位を適用するものとする。	国、イタリア及びオランダ王国の間ににおける一年につき一五〇、〇〇〇トンの純量の砂糖の移動には適用しない。
(7) (2) 第十五条	第十六条
(5) この協定の最初の三割當年度のそれぞれについて、特別予備量を決定して、次のとおり割り当てる。	(1) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府（英領西インド諸島、英領ギアナ、モーリシャス及びフィジーを代表する。）オーストラリア連邦政府及び南アフリカ連邦政府は、千九百五十二年の英連邦砂糖協定で定める輸出領域からの砂糖の純輸出量（英連邦の互に隣接する領域又は島の間の砂糖の移動で、その移動の量が慣行上公認されているものについては、その移動の量を除く。）が全体として次の総量をこえないことを約束する。
(7) (3) 第十五条	(ii) 千九百六十年及び千九百六一年の兩年においては、一年に、粗糖換算によらない二、五七五、〇〇〇英ロング・トン（二、六一七、〇六〇トン）
(5) この協定の最初の三割當年度のそれぞれについて、特別予備量を決定して、次のとおり割り当てる。	(i) 及び(3)に掲げる量の輸出のほかに、前記の政府は、千穀、洪水その他の悪条件の場合を除き、英連邦砂糖協定で定める輸出領域全

体において、粗糖換算によらない五〇、〇〇〇英國ロング・トン(五〇、八一七トン)より少くない総量の在庫量を、理事会が放出に同意しない限り、各該年中いつでも維持しなければならないこと及び、理事会により要求されるときは、直ちにその在庫量を自由市場向けの輸出に利用することを約束する。

(2) この制限の結果、英連邦諸国の砂糖市場のうち一部は、自由市場に利用することができる。また、第十四条(1)の規定に基く基準輸出トン数を有する一又は二以上の締約輸出国政府が英連邦のいずれかの輸入国と特別の貿易取扱を締結した場合で、その輸入国の市場の一部が当該輸出国に対しても該輸入国により保証されるとときは、(1)に掲げる政府は、連邦の砂糖の輸出を制限する義務を免除されるものとする。

(3) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、オーストラリア連邦政府及び南アフリカ連邦政府の同意を得て、英連邦砂糖協定で定める輸出領域からその年の純輸出量の見積りを作成するものとする。その見積りを作成するに当たり、第七条(4)の規定に基き非締約国から輸入することができる旨を理事会に通告してある砂糖の総量を、諸要素のうち

告することを約束する。その約束に従つて連合王国が理事会に提出する報告は、前記の領域に関する限り、第十一条及び第十二条における義務を完全に履行するもののみなされる。

(4) 第十三条(3)及び(4)の規定は、英連邦砂糖協定で定める輸出領域に對しては適用しない。

(5) この条のいかなる規定も、自由市場に砂糖を輸出するいづれかの締約国が英連邦内のいづれかの国に砂糖を輸出することを妨げ、又は英連邦のいずれかの国が自由市場に砂糖を(1)の制限量内で輸出することを妨げるものとみなしてはならない。

第十七条

アメリカ合衆国は、国内消費のための同國への砂糖の輸出は、自由市場に対する輸出とみなしてはならず、また、この協定に基いて定める輸出割当に算入するものでもない。

(2) 理事会は、各割当年度の始まる日の少くとも三十日前に、(1)の規定に従つて作成される見積りを検討するものとする。理事会は、それが他の条項において最初の見積り並びに自由市場に対する他の要素を考慮した上で、直ちに、第十四条(1)に掲げる各輸出国と自由市場に対するその年度の見積り並びに供給に影響を与えるその他の要素を考慮した上で、

(3) 理事会は、最初の輸出割当について最終的決定を行つたときは、直ちに、暫定的な最初の輸出割当と最終的な最初の輸出割当とが同じものであるとして、実際の輸出砂糖の需要及び供給に影響を与えるものとする。ただし、暫定的な最初の輸出割当を決定する際に相場が三・一五セントを下まわらぬ場合には、暫定的な最初の輸出割当の総計は、理事会が特別投票によって別段の決定を行わない限り、基準輸出トン数の九十パーセントを下まわらないようにして、また、輸出国間の配分は、この項に規定する方法で行うものとする。

(4) 理事会は、各割当年度の四月一日前に、その年度中に第十四条(1)に掲げる輸出国から輸入する自由市場の砂糖の純輸入要求量の見積り

(5) 理事会は、(4)の規定に従つて実際の輸出割当の調整を行うに当り、当該割当年度において自由市場に利用することができる砂糖の供給量を検討しなければならず、また、第十九条(2)の規定に基いてその権限行使することによつて生ずる特定の国の実際の輸出割当の修正を考慮しなければならぬ。

ち、特に考慮するものとする。

(2) 理事会は、各割当年度の始まる日の少くとも三十日前に、(1)の規定に従つて作成される見積りを検討するものとする。この決定の後は、この協定の他の条項において最初の見積り並びに自由市場に対する他の要素を考慮した上で、直ちに、第十四条(1)に掲げる各輸出国と自由市場に対するその年度の見積り並びに供給に影響を与えるその他の要素を考慮した上で、

(3) 理事会は、(4)の規定に従つて最初の輸出割当を決定する際に相場が三・一五セントを下まわらぬ場合には、暫定的な最初の輸出割当の総計は、理事会が特別投票によって別段の決定を行わない限り、基準輸出トン数の九十パーセントを下まわらないようにして、また、輸出国間の配分は、この項に規定する方法で行うものとする。

(4) 理事会は、各割当年度の四月一日前に、(1)に定める方法で、さりとて、及びこのように放棄されたの後の十日以内に、これに基づきその国の実際の輸出割当を削減して、割当の部分に等しい砂糖の量を他の輸出国に分配する。この割当又は実際の輸出割当の一部を使用しないことを通告した日以後十日以内に、これに基づきその他の輸出国に分配する。この割当又は実際の輸出割当の一部を使用しないことを通告した日以後十日以内に、これに基づきその他の輸出国に分配する。

(5) 理事会は、(4)の規定に従つて実際の輸出割当の調整を行うに当り、当該割当年度において自由市場に利用することができる砂糖の供給量を検討しなければならず、また、第十九条(2)の規定に基いてその権限行使することによつて生ずる特定の国の実際の輸出割当の修正を考慮しなければならぬ。

おそくとも四月一日までに、かつ、(2)に定める方法で、最初の輸出割当について最終的決定を行つるものとする。この決定の後は、この協定の他の条項において最初の見積り並びに自由市場に対する他の要素を考慮した上で、直ちに、第十四条(1)に掲げる各輸出国と自由市場に対するその年度の見積り並びに供給に影響を与えるその他の要素を考慮した上で、

(6) 理事会は、いずれの割当年度においても、特別の困難が存するところする。この決定の後は、この協定の他の条項において最初の見積り並びに自由市場に対する他の要素を考慮した上で、直ちに、第十四条(1)に掲げる各輸出国と自由市場に対するその年度の見積り並びに供給に影響を与えるその他の要素を考慮した上で、

によりなお使用されない量があるときは、重ねて再分配するものとし、関係輸出国政府は、自國の実際の輸出割当が増加を受けたときは、理事会により直ちに通告されるものとする。

(ii) 第七条の規定に基いて非締約国から輸入する旨を理事会に通告してある砂糖の見積量の修正を随時考慮して、調整するものとする。ただし、この量は、合計五、〇〇〇トンに達するまでは再分配する必要はない。この(i)の規定に基く再分配は、(i)(i)に定める基準及び方法に従つて行われるものとする。

(2) 理事会は、第十一条の規定にかかるらず、いずれかの締約輸出政府と協議の後、当該国がその国の実際の輸出割当の全部又は一部を使用することができないと決定するときは、(1)(i)に定める基準及び方法に従つて、他の締約輸出国の輸出割当を比例により増加することができる。ただし、理事会によるこの措置は、理事会が前記の決定を行う前の実際の輸出割当を完了する当該国の権利を奪うものではない。

### 第八章 価格の安定

(1) この協定の適用上、砂糖の価格は、キュー・バ港船側度で常衡ボン

ドにつき、アメリカ合衆国の通貨で、第四号約定に掲げる砂糖について、ニュー・ヨーク・コーアヒー砂糖取引所で定まる現物相場又は

(2) の規定に基いて定まるこれに代つべき価格でなければならず、また、相場がいずれかの決まつた数字を上まわつてゐるか又は下まわつてゐるといふためには、平均価格が連続十七日の取引期間中その決まつた数字を上まわつていたか又は下まわつていたこと及びその期間の最初の日を含めて期間中の二日以上の現物相場がその決まりた数字を上まわつていたか又は下まわつていたことを条件とする。

(2) (1)に掲げる価格を必要とされる場合には、理事会は、適当と認める他の基準を用いるものとする。

(3) 理事会は、第十八条及び第二十条に定めるいすれの価格も、特別投票により、修正することができる。

### 第二十一条

(1) 理事会は、市場の状況に合致するよう、自己の裁量により、割当を増減するものとする。ただし、(i) 相場が三・二五セント以上三・四五セント以下であるときは、基準輸出トン数にその五ペーセントをえたもの又は最初の輸出割当のいすれが多い方

よりも総計において多い割当が実施されるような増加は、行わないものとし、また、最初の輸出割当から基準輸出トン数の五ペーセントを減じたもの又は基準輪出トン数からその十ペーセントを減したもののが多

い方よりも総計において少い割当が実施されるような削減は、行わないものとする。

(ii) 相場が三・一五セントを下まわるときは、実際の輸出割当は、直ちに基準輸出トン数の準輪出トン数からその十ペーセントを減したものとすると。

(iii) 相場が三・七五セントを上まわるときは、実際の割当は、最初の輸出割当又は基準輸出トン数のいすれか多い方を下まわらなものとする。

(iv) 相場が三・七五セントを上まわるときは、理事会は、市場の状況を検討し、かつ、この協定の一般目的の達成に適当な措置を行つて執るため、七日以内に会合するものとする。執相場が三・一五セントを下まわったため、第二十三条の規定により定める範囲内でさらに削減を行うことができる場合を除くほか、割当が基準輸出トン数の九十ペーセント未満に削減されることとなる削減を行つてはならない。

(v) 相場が三・二五セントを上まわつており、かつ、実際の輸出割当が基準輸出トン数の九十九ペーセント未満であるときは、実際の輸出割当は、直ちに基準輸出トン数の二・五ペーセント増加されるものとし、理事会は、さらに増加を行はべきかを決定するため、七日以内に再び会合するものとする。

(vi) 実際の割当が(iii)の規定に従つて増加された後相場が三・七五セントを下まわつたときは、実際の割当は、その増加以前の水準にもどされるものとする。

(vii) 相場が三・一五セントを下まわるときは、実際の輸出割当は、直ちに基準輸出トン数の九十九ペーセントと準輪出トン数の九十九ペーセントまで、又は当該割当を基準輪出トン数からその十ペーセントまで、引き上げられるものとする。

(2) 理事会は、この条の規定に基づく割当の変更を審議するに当り、自由市場に対する砂糖の需要及び供給に影響を与えるあらゆる要素を考慮に入れなければならない。

(3) 相場が四・〇〇セントを上まわるときは、この協定の条項の規定に基づく輸出のすべての割当及び制限は、当分の間実施されない。ただし、その後相場が三・九〇セントを下まわるときは、従前実施された割当及び制限が、(1)の規定に基いて割当の変更を行ひ理事会の権限の下に、再び実施される。

(4) 理事会は、この協定の一般目的の達成を危ぐする新たな事態が生じたと認めるときは、この条の前諸項の規定が理事会の割当増加の裁量の自由に課する制限を、特別投票により、必要と認める期間一時停止することができる。理事会は、その停止期間中、必要と認められたときには、その増加を行ひ、及び、不要と認めるときは、その増加を取り消す完全な裁量の自由を有する。

(5) この条の規定に基いて行われる割当のすべての変更は、基準輸出トン数のトントン数に比例して（第十四条Cの規定に従うこととを条件とする。）行われるものとする。割当の百分率といふときは、基準輸出トン数の百分率をいうものとする。

(6) (1)の規定にかかわらず、いずれかの国の輸出割当が第十九条(1)(i)の規定に基いて削減されたときは、この削減は、(1)の規定に基いて同じ割当年度において行われる削減の一部をなすものとみなす。

(7) 理事会は、この条の規定に基いて行われる実際の輸出割当の各変更を締約国政府に通告するものとする。

(8) いずれかの輸出国が、この条の前諸項の規定に基いて行われるいずれかの削減の時ににおいて、その削減量の全部又は一部をすでに輸出していたため、その削減を、当該輸出国の実際の輸出割当に完全に適用することができないときは、その削減することができなかつた量は、当該輸出国の次の割当年度の実際の輸出割当から削減するものとする。

(2) 取極は、相場が第二十一条に定める範囲の最高価格を上まわり、又は最低価格を下まわる場合に、関係締約国政府が当該取極に定める量の砂糖の売買についての選択権を行使しうることを確保して、勧告するものとする。

第十四条(1)の規定に基いて五〇、  
〇〇〇トン未満の基準輸出トン数  
割当は、その基準輸出トン数の九  
十パーセント未満に削減されない

させ、若しくは矯正することが必要であると認めるときは、この協定上の特定の義務を変更することを理事会に要請することができる。

第十一章

(2) 取極は、相場が第二十一条に定める範囲の最高価格を上まわり、又は最低価格を下まわる場合に、関係締約国政府が当該取極に定める量の砂糖の売買についての選択権を行使しうることを確保していなければならない。

(3) 選択権は、時期、回数その他に、ついて当該取極で定める限度に従つて行使することができる。

(4) 取極は、砂糖の貿易に関する伝統的な形態を考慮に入れたもので新しいと認める委員会を置くことができる。

(5) 理事会は、当該問題を検討するに当つて理事会を助け、及び(1)に定める勧告を作成するために望ましきと認める委員会を置くことができる。

(2) 第二十二条の規定に基く割当の削減は、割當年度の最後の四十五日間に行われてはならない。

させ、若しくは矯正することが必要であると認めるときは、この協定上の特定の義務を変更することを理事会に要請することができる。

第十一章 理事会による研究

(2) 第二十二条の規定に基く割当の削減は、割当年度の最後の四十五日間に行われてはならない。

第十一章 砂糖混合物

第二十四条

理事会は、砂糖混合物の輸出又は使用が著しく増加した結果、その混合物が砂糖の地位に代ることとなつたため、協定の目的の達成上十分の効果をあげる妨げとなるに至つたことを認めるときはいつでも、これらの產品又はそのいずれかについて、その含有する糖分は、この協定の適用上、砂糖とみなすことを決定することができる。ただし、理事会は、いずれかの締約国への輸出割当に充てられるべき砂糖の量を計算するに当り、この協定の効力発生前に当該国から通常輸出された前記の產品中砂糖とみなされる量を除外するものとする。

第十一章 通貨の第之

第二十五条

(1) 締約輸入国政府は、この協定の有効期間中、通貨準備の深刻な減少から生ずる急迫な脅威を事前に防止すること又はその減少を終止

(2) 理事会は、前記の要請により生ずる問題について、国際通貨基金と十分に協議するものとし、外國為替、通貨準備及び国際收支に關要であると認めるときは、この協定上の特定の義務を変更することを理事会に要請することができる。

法により及び時期において、当國政府の又はいすれかの輸出當國政府のこの協定に基く義務を変更することができる。

(2) 理事会は、前記の要請により生ずる問題について、国際通貨基金と十分に協議するものとし、外国為替、通貨準備及び国際収支に関する国際通貨基金による統計上の又はその他のすべての結論を受諾するものとし、並びに当該国が通貨準備の深刻な悪化を経験したか又はこれから急迫した脅威を受けているかどうかについての国際通貨基金の決定を受諾するものとする。当該国が国際通貨基金と協議を行わないことを要請するときは、当該問題は、国際通貨基金と協議しないで理事会で審査されるものとする。

(3) 理事会は、いすれの場合にも、この問題を当該輸入国政府と討議するものとする。理事会は、当該要請が正当な理由があり、かつ、その消費需要を満たすに十分な量の砂糖をこの協定に合致して入手することができないと決定するときは、当該輸入国が使用することができる財源をもつて一層多い砂糖の供給を確保することができるよう、理事会が必要と認める。

(1) 〔方法により及び時期において、当該国政府の又はいずれかの輸出用政府とのこの協定に基づく義務を変更することができる。〕

第十二章 理事会による研究  
第二十六条

理事会は、砂糖の消費の適当な増加を確保する方法について検討し、これを締約国政府に勧告する。

(2) 理事会は、砂糖の消費の適当な増加を確保する方法について検討し、これを締約国政府に勧告することとし、また、次の事項について研究することができる。

(i) 各国の砂糖の消費に対し(a)課税及び制限措置並びに(b)経済上、気候上及びその他の条件が及ぼす影響

(ii) 消費（特に一人当たりの砂糖の消費量の少い国における消費促進の方法）

(iii) 他の食糧品の消費の増加についての、類似の関係機関との協同宣伝計画の可能性

(iv) 砂糖、砂糖副産物及び砂糖が採れる植物の新用途の調査の促進

理事会は、さらに、広範な情報収集のため、及び第一条に掲げる一般目的の達成に関連があるか又は関係商品問題の解決に関連があると認める提案の統一化のため、砂糖産業に対する特別援助の各種の形式の研究その他の研究を行い、及びこれを行わせる権限を有する。このような研究は、いずれも該国政府の又はいすれかの輸出国政府のこの協定に基く義務を変更することができる。

できる限り多数の国に及ぶものとし、かつ、研究するに当り、当該国の一般的な社会及び経済上の条件を考慮するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定に従つて行う研究は、理事会が定める条件に従い、かつ、締約国政府との協議によつて行うものとする。

(4) 当該国政府は、この条に掲げる勧告及び申入れを検討した結果について、理事会に通報することに同意する。

(5) 理事会は、千九百五十六年の国際連合砂糖会議の決議第一号、この条の目的及び第一条に掲げるこの条の規定に基く任務、特に(i)

(ii) 及び(iv)の規定に関連する任務(砂糖及び砂糖副産物の消費及び新用途の調査が行われたときは、この調査の結果を編集し、それを宣伝することを含む。)を遂行するに当つて、理事会を助ける委員会を置くものとする。

第十三章 運用  
第二十七条

(1) 千九百五十六年の議定書により改正された千九百五十三年の国際砂糖協定によつて設立された国際砂糖理事会は、この協定に定める構成員、権限及び任務をもつて、この協定を運用するために存続する。

(2) すべての締約国政府は、理事会の投票権を有する構成員であり、代表一人を理事会に送る権利を有し、及び代表代理を指名することができる。代表又は代表代理は、各締約国政府が必要と認める顧問を理事会の会合に伴うことができること。

(3) 理事会は、投票権を有しない議長一人を選挙するものとし、議長は、報酬を受けないで一割當年度間を職するものとする。議長は、他の職員を任命する。執行委員長その他の職員の任用については、それらの者が砂糖産業又は砂糖貿易に金銭上の利害関係をしていないか又是有しないようになること及び、この協定に基く自己の任務に関する機関の指示をも求めず、かつ、受けないで一割當年度間を職するものとする。副議長は、締約輸出國及び締約輸入国の中から交互に選ばれるものとする。

(4) 理事会は、副議長一人を選挙するものとし、副議長は、報酬を受けないで一割當年度間を職するものとする。副議長は、締約輸出國及び締約輸入国の中から交互に選ばれるものとする。

(5) 理事会は、千九百五十九年一月一日から、各締約国の領域において、その国の法令に反しない範囲内で、この協定に基く任務を遂行するため必要な法律上の行為能力を有するものとする。

(6) 理事会は、望ましくかつ有用と認められる報告、研究、図表、分析その他の資料を準備し、作成し、及び公表するものとする。

(5) 締約国政府は、理事会又は執行委員会にこの協定に基くその任務を遂行することができるよう必要を有するものとする。

(6) 理事会は、少くとも一年に二回、会合するものとする。議長は、また、他のいかなるときにおいても、理事会を招集することができる。

(3) 理事会は、この協定に基くその任務の遂行を助けるため適当と認める常設の又は臨時の委員会を置くことができる。

(4) 理事会は、望ましくかつ有用と認められる報告、研究、図表、分析その他の資料を準備し、作成し、及び公表するものとする。

(5) 締約国政府は、理事会又は執行委員会にこの協定に基くその任務を遂行することができるよう必要を有するものとする。

(6) 理事会は、少くとも一年に二回、会合するものとする。議長は、また、他のいかなるときにおいても、理事会を招集することができる。

(3) 議長は、次のいずれかにより要請されるときは、理事会の会期を招集しなければならない。

(i) 五締約国政府

(7) 理事会は、この協定の規定を実施するため必要な他の任務を遂行するものとする。

第二十九条

理事会は、その事務職員の長たる執行委員長一人を任命する。執行委員長は、理事会の定める規則に従つて、理事会及び委員会の活動に必要な職員を任命する。執行委員長その他の職員の任用については、それらの者が砂糖産業又は砂糖貿易に金銭上の利害関係をしていないか又是有しないようになること及び、この協定に基く自己の任務に関する機関の指示をも求めず、かつ、受けないことを条件とする。

第三十条

理事会は、その所在地を選定する。理事会の会合は、理事会が他の場所で特別の会合を行うことを決定しない限り、その所在地において行う。

第三十一条

理事会は、会合を行わないで、議長と締約国政府との間の書簡の交換により決定を行なうことができる。ただし、いずれの締約国政府も、この措置に対し異議を申し立てない場合に限る。前記の決定は、できる限りすみやかにすべての締約国政府に通知し、かつ、理事会の次の会合の議事録に記載するものとする。

第三十二条

理事会は、会合を行わないで、議長と締約国政府との間の書簡の交換により決定を行なうことができる。ただし、いずれの締約国政府も、この措置に対し異議を申し立てない場合に限る。前記の決定は、できる限りすみやかにすべての締約国政府に通知し、かつ、理事会の次の会合の議事録に記載するものとする。

第三十三条

各輸入国代表が理事会において行使することができる票数は、次のとおりとする。

(i) カナダ  
セイロン

(ii) 総票数の十ペーセント以上の合計票数を有する又は二以上

の締約国政府

の締約国政府

の締約国政府

フィンランド	一一〇
ドイツ連邦共和国	四五
ガーナ	一〇
ギリシャ	一〇
アイルランド	一〇
イスラエル	一〇
日本国	一〇
マラヤ連邦	一〇
モロッコ	二〇
ノールウェー	一五〇
パキスタン	一〇
スウェーデン	一〇
テニニア	一〇
連合王国	一四五
アメリカ合衆国	一、〇〇〇
合計	一、〇〇〇

第三十四条	各輸出国の代表が理事会において行使することができる票数は、次のとおりとする。
オーストラリア	一四五
ベルギー	一五
ブラジル	七〇
中国	六五
コスタ・リカ	一〇
キューバ	一四五
デンマーク	三五
ドミニカ共和国	一五
フランス	六五
ダーテマラ	三〇
ハイチ	一〇
ヘンガリー	一五
合計	一、〇〇〇

第三十五条	理事会は、この協定の締約国の數に変更があるとき、又はこの協定の規定に基いていずれかの国に対し投票権の行使を停止し、若しくはこれを回復させるとときは、輸入国群及び輸出団群のそれ自身において当該票数を各輸出国及び各輸入国が有する票数に比例して配分するものとする。ただし、いずれの国も十未満の又は二百四十五をこえる票数を有してはならないものとし、一未満の数を伴う票があつてはならないものとし、また、第三十三条又は第三十四条の規定に基いて二百四十五票を有する国の票数は、それらの国が第三十三条及び第三十四条において割り当てられた票数を受諾するに當つての票数によるものとする。
(1)	理事会の決定は、この協定に別段の規定がある場合を除くほか、輸出団の投票の過半数によるものとする。ただし、輸入団の投票の過半数は、理事会に出席し、かつ、投票する輸入団の数の三分の一以上
(2)	特別投票が必要な場合には、理事会の決定は、投票の三分の一以上
(3)	理事会には、輸出団の投票の過半数及び輸入団の投票の過半数を含まなければならぬ。ただし、輸入団の投票の過半数は、理事会に出席し、かつ、投票する輸入団の数の三分の一以上の国で投票からなるものとし、この多數によるものとする。
(4)	締約輸出団政府は、他の輸出団の投票権を行使する代表に対し、その投票権を行使する代表に対し、また、締約輸入団政府は、他の輸入団の投票権を行使する代表に対し、理事会の一又は二以上の会合において自國の利益を代表して自國の投票権を行使する権限を委任することができる。その権限の委任については、理事会が満足する証拠を理事会に提出しなければならない。
(5)	各締約国政府は、この協定の規定に基く理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第三十六条	理事会は、執行委員会の定める条件に基き、執行委員会の決定に従つて設けられる執行委員会その他の委員会における代表者による費用は、各自の政府が支弁するものとする。この協定の運用に必要なその他の費用（理事会が支払う報酬を含む）は、締約国政府の年次分担金から支弁する。各割当年度の締約国政府の分担金は、
(1)	理事会は、執行委員会を設立する。執行委員会は、輸出団の有する票の過半数により割当年度ごとに選挙する七締約輸出団の政府の代表者及び輸入団の有する票の過半数により割当年度ごとに選挙する七締約輸入団の政府の代表者により構成されるものとする。
(2)	執行委員会は、理事会により委任される理事会の権限及び任務を遂行するものとする。
(3)	理事会の執行委員長は、職務上当然に執行委員会の議長になるが、投票権を有しない。執行委員会は、副議長一人を選挙し、及び理事会の承認を得てその手続規則を定める。

第三十七条	理事会への代表団及びこの協定に従つて設けられる執行委員会その他の委員会における代表者による費用は、各自の政府が支弁するものとする。この協定の運用に必要なその他の費用（理事会が支払う報酬を含む）は、締約国政府の年次分担金から支弁する。各割当年度の締約国政府の分担金は、
(1)	理事会は、この協定に基く第一次の会期において、最初の割当年の予算を承認し、及び各締約国政府が納付すべき分担金を定める。
(2)	理事会は、この協定に基く第一次の会期において、最初の割当年の予算を承認し、及び各締約国
(3)	理事会の決定は、出席し、かつ、投票する締約国全体の投票の過半数によるものとする。

(3) 理事会は、各割当年度ごとに、次の割当年度の予算を承認し、及びその割当年度に各締約国政府が納付すべき分担金を定める。

(4) 第四十二条の規定に基いてこの協定に加入する締約国政府の最初の分担金は、その国が有すべき票数及び当該当年度の残存期間に基いて理事会が定める。ただし、他の締約国政府に対して定められた当該当年度の分担金額は、変更しないものとする。

(5) 各割当年度の分担金は、当該年度が始まる時に、理事会の所在地にある国の通貨で、請求しらるるものとなる。当該年度の末日までに分担金を納付しない締約国政府に対するは、分担金が納付されるまではこの協定に基づく義務を免除されることはない。

(6) 理事会の所在地がある国の法令に反しない範囲内において、当該国政府は、理事会の資産、収入その他の財産及び理事会がその被用者に支払う報酬に対する課税を千九百五十九年一月一日から免除しなければならない。

(7) 理事会は、割当年度ごとに、会計検査済みの前割当年度の収支計算書を公表するものとする。

(8) 理事会は、解散するに先だち、その負債の返済並びにその記録及び資産の処分に必要な措置を執るものとする。

## 第十五章 他の機関との協力

### 第三十九条

(1) 理事会は、この協定に基く任務の遂行に当たり、適切な機関及び協会との協議及び協力のための取極をすることができ、また、これらの団体の代表者が理事会の会合に出席することができるよう、適當と認める措置を執ることができること。

(2) この協定の規定が政府間の商品協定に関し国際連合がみずから又はその適切な機関及び専門機関を通じて定める原則と著しく抵触するると理事会が認めるときは、その抵触は、この協定の運用を妨げる事情とみなされ、第四十三条に定める手続が適用される。

(3) (i) 理事会が全会一致で別段の合意をしない限り、諮問協議会は、次者で構成される。  
(ii) 輸出国が指名する者一人  
そのうちの一人は、当該紛争問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は、法律家としての地位及び経験を有する者とする。  
(iii) 輸入国が指名する者二人  
これらは、(ii)と同様の資格を有する者とする。

## 第十六章 紛争及び苦情

### 第四十条

(i) この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国たるいすれかの締約国政府の要請に基き、決定のため理事会に付託するものとする。

(2) (i) の規定に基いて紛争が理事会に付託された場合には、過半數の

締約国政府又は総票数の三分の一以上の合計票数を有する締約国政府は、理事会が十分な討議を行つた後、その決定を行う前にその紛報を考慮した後、当該紛争について決定をするものとする。

(5) いずれかの締約国政府がこの協定に基く義務を履行しなかつたといふ旨の苦情は、苦情を申し立てる締約国政府の要請により理事会に付託され、理事会は、その問題について決定をするものとする。

(6) いすれの締約国政府も、輸出国有する票の過半数及び輸入国有する票の過半数によるものでなければ、この協定に違反したと認定されることはない。締約国政府がこの協定に違反している旨の認定には、この違反の性質を明示するものとする。

(7) 理事会は、締約国政府がこの協定に違反したと認定したときは、輸出国有する票の過半数及び輸入国有する票の過半数により、当該国がその義務を履行するまでの投票権の行使を停止するか又は当該国をこの協定から除名することができる。

(8) (i) この協定の締約国の国民が、諸問協議会の構成員に任命さる者には、個人的資格において、かつ、いかなる政府からの指示も受けないで行動するものとする。  
(ii) 諮問協議会の構成員に任命された者は、個人的資格において、かつ、いかなる政府からの指示も受けないで行動するものとする。  
(iii) 諮問協議会の費用は、理事会が支弁するものとする。

### 第十七章 署名、受諾、加入及び効力発生

(1) この協定は、この協定を協議した会議に代表を派遣した政府による署名のため千九百五十八年十二月一日から同年十一月二十四日までの間開放しておくものとする。

(4) 諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、開港があるすべての情勢を考慮した後、当該紛争について決定をするものとする。

(5) いすれかの締約国政府がこの協定に基く義務を履行しなかつたといふ旨の苦情は、苦情を申し立てる締約国政府の要請により理事会に付託され、理事会は、その問題について決定をするものとする。

(6) この協定は、第三十三条又は第三十四条に掲げる政府の加入のため開放しておくものとし、加入は、加入書をグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託することによって効力を生ずるものとする。

(7) この協定は、国際連合の加盟国政府及び千九百五十八年の国際連合砂糖会議に招請された政府で、第三十三条又は第三十四条に掲げられた政府に寄託することによって効力を生ずるものとする。

(8) 理事会は、国際連合砂糖会議に招請された政府で、第三十三条又は第三十四条に掲げられた政府に寄託することによって効力を生ずるものとする。

(9) 理事会は、この協定の規定に適合するものとし、また、理事会は、第十四条に掲げられていない輸出

国政府に対しその基準輸出トン数について同意を得なければならない。この項の規定に従つて理事会が同意した条件は、この協定の規定に適合するものとし、また、理事会は、別投票によりこれを行うものとする。この協定への加入を希望する

いすれかの政府が加入の条件としてこの協定の改正を要請するときは、その加入は、理事会がその改正について勧告を行わない限り、まだ、その改正が理事会により勧告され、かつ、第四十三条の規定に従つて効力を生ずるまで承認さ

は千九百五十九年六月一日前に批准し、受諾し、又は加入するよう努力することを約束する旨の通告を受領したときは、その通告は、(1)の規定に従つてこの協定の効力を生じさせるため、批准書、受諾書又は加入書と同様の効力とする。

百五十九年六月一日の後理事会が決定する他の日まで期間を延長することができる。

(8) グレーート・ブリテン及び北部イギリス連合王国政府は、すべての署名国政府及び加入国政府は、含まれているとみなす。

(4) 理事会は、この協定の第三割当年度の末日の三箇月前に、締約国政府に対し、(2)に掲げる事項に関する報告を提出し、又は提出する措置を執るものとする。

(6) (i) 〔(6) (i) の規定に従うことの条件として、この協定への政府の参加が効力を生ずる日は、批准書、受諾書又は加入書がグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託された日とする。〕

(iii) (ii) の規定に従つて行われる通告には、通告を行う政府が千九百五十九年一月一日からこの協定を暫定的に適用する旨を明示することができる。その明示がないときは、通告を行つた政府

は、一千九百五十九年一月一日から最初の割当年度について適用されるものとする。ただし、いずれかの当該政府が、この協定が同政府について完全にも又は暫定的にも効力を生じていないため、その間においてこの協定

て通告を行ふものとし、また、<sup>四</sup>保又は附隨する条件を通報するものとする。

(5) (i) (4)に掲げる二箇月の期間の満了後、同項の規定に基いてこの通告を行つて、この協定から脱退することができる。その脱退は、第三割当年度の末日に効力を生ずるものとする。

一月一日前に批准書を受取る事は加入書を寄託した政府が、第三十三条及び第三十四条に定める配分に従つて輸入国の票数の六十パーセント以上の合計票数及び輸出国の票数の七十パーセント以上の合計票数を有すること

は、投票権を有しないオブザーバーと認められるものとする。ただし、同政府は、一千九百五十九年六月一日前にこの協定を暫定的に適用する旨を明示するときは、オブザーバーたることを終止する。

(vi) に反する措置を現行の法令によ  
り執らなければならない場合  
は、この限りでない。

(1) この協定の有効期間は、千九百五十九年一月一日から五年となる。この協定は、廃棄することができる。

(2) 第四十三条及び第四十四条の規定に抵触することなく、理事会

協定から脱退しなかつたいすれかの政府は、同項の規定に基いて脱退した政府の数が多いため又は脱退した政府がこの協定の目的上重要な存在であるためこの協定の运用が妨げられると認めるときは、前記の期间の満了

とを条件として、それらの政府の間で千九百五十九年一月一日に効力を生ずるものとする。同日以後に寄託した批准書、受諾書又は加入書は、その寄託の日に効力を生ずるものとする。

(ii) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が千九百五十九年一月一日又はその前に、憲法上の手続に従つてでき限りすみやかに、可能なとき

(iv) (ii) の規定に従つて通告を行は  
いすれかの政府が千九百五十九  
年六月一日前に批准書、受諾書  
又は加入書を寄託しなかつたと  
きは、同政府は、そのため暫定  
的参加者又はオブザーバーた  
る地位を失ふものとする。もつ  
とも、理事会は、当該政府が自  
國の憲法上の手続を執るについ  
ての困難のために文書を寄託し  
なかつたと認めるときは、千九

た輸入国又は輸出国の票数の百分率が(1)に定める百分率より少いときは、この協定を批准し、若しくは受諾し、又はこれに加入した政府は、この協定をそれらの政府の間で効力を生じさせることに合意することができる。この協定の適用上、個別の条項に列記され、掲げられ、又は含まれている政府又は国についていうときは、(4)の規定に従つて理事会

は、この協定の第三年度内に、協定の運用全体、特に割当及び価格について検討を行い、及びこの検討に関連していずれかの締約国政府が提案することのある協定の改正を考慮するものとし、また、この協定の第四年度及び第五年度におけるその運用について改正を検案し、又はこの協定を改正するためには必要な他の措置を執るものとする。

後三十日以内に、理事会の議長に対し、理事会の特別の会合を招集するよう要請することができる。この協定の締約国政府は、前記の会合において、締約国としてとどまるかどうかを検討するものとする。

(ii) (i)の規定に基づく要請に従つて行われる特別の会合は、議長が、その要請を受けた日の後一箇月以内に行うものとし、その会合

(v) 千九百五十九年六月一日の後理事会が決定する他の日まで期間を延長することができる。

又はその後(iv)の規定に従つて理事会の決定する日までに批准書、受諾書又は加入書を寄託した政府のこの協定に基く義務は、千九百五十九年一月一日から最初の割当年度について適用されるものとする。ただし、いずれかの当該政府が、この協定が同政府について完全にも又は暫定的に効力を生じていなければならぬ場合に反する措置を現行の法令により執らなければならない場合は、この限りでない。

(vi) (ii)に述べた五箇月の期間の末日又は同期間の延長の末日において、この協定を批准し、若しくは受諾し、又はこれに加入した輸入国又は輸出国の票数の百分率が(i)に定める百分率より少いときは、この協定を批准し、若しくは受諾し、又はこれに加入した政府は、この協定をそれらの政府の間で効力を生じさせることに合意することができる。

(7) この協定の運用上、個別の条項に列記され、掲げられ、又は含まれている政府又は国についていろいろな規定は、(4)の規定に従つて理事会

(8) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、すなはちの署名国政府及び加入国政府に対し、この協定の署名、批准若しくは受諾又はこれへの加入について通告を行うものとし、また、保又は附隨する条件を通報するものとする。

第十八章 有効期間、改正、停止、脱退、留用及び過渡的措置

(1) この協定の有効期間は、千九百五十九年一月一日から五年ととなる。この協定は、廃棄することができる。

(2) 第四十三条及び第四十四条の規定に抵触することなく、理事会は、この協定の第三年度内に、協定の運用全体、特に割当及び価格について検討を行い、及びこの検討に関連して、いずれかの締約国政府が提案することのある協定の改正を考慮するものとし、また、この協定の第四年度及び第五年度におけるその運用について改正を提案し、又はこの協定を改正するため必要な他の措置を執るものとする。

(3) 理事会は、この協定の第三割当年度の末日の三箇月前に、締約国政府に対し、(2)に掲げる事項に関する報告を提出し、又は提出する措置を執るものとする。

(4) 締約国政府は、(3)に掲げる報告を受領した日から二箇月以内に、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に対し脱退の通告を行つて、この協定から脱退することができる。その脱退は、第三割当年度の末日に効力を生ずるものとする。

(5) (i) (4)に掲げる二箇月の期間の満了後、同項の規定に基いてこの協定から脱退しなかつたいすれかの政府は、同項の規定に基いて脱退した政府の数が多いため又は脱退した政府がこの協定の目的上重要な存在であるためこの協定の適用が妨げられると認めるときは、前記の期間の満了後三十日以内に、理事会の議長に対し、理事会の特別の会合を招集するよう要請することができる。この協定の締約国政府は、前記の会合において、締約国としてとどまるかどうかを検討するものとする。

(ii) (i)の規定に基づく要請に従つて行われる特別の会合は、議長が、その要請を受けた日の後一箇月以内に行うものとし、その会合

に代表を出席させた政府は、会合が開かれた日から三十日以内に、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に對し脱退の通告を行つて、この協定から脱退することができ。その脱退の通告は、前記の政府がその通告を受領した日から三十日目に効力を生ずるものとする。

(iii) (i) 及び(ii) の規定に従つて行われた特別の会合に代表を出席させない政府は、これらの(i) 及び(ii) の規定に基いてこの協定から脱退することができない。

第四十三条 (1) 理事会は、この協定の運用を妨げ、又は妨げるおそれのある事情があると認めるときは、特別投票により、締約国政府に対しこの協定の改正を勧告することができる。

(2) 理事会は、各締約国政府が(1)の規定に基いて勧告される改正を受諾するかどうかをグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に通告するための期間を定めることができる。

(3) (2) の規定に基いて定められた期間内にすべての締約国政府が改正を受諾するときは、その改正は、

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が最後の受諾の通告を受領した時に直ちに効力を生ずるものとする。

(4) 改正是、(2) の規定に基いて定められた期間内に、輸出国の票数の七十五パーセント以上の合計票数を有する輸出国政府及び輸入国の票数の七十五パーセント以上の合

計票数を有する輸入国政府によつて受諾されないとときは、効力を生じないものとする。

(5) 改正が、(2) の規定に基いて定められた期間内に、輸出国の票数の七十五パーセント以上の合計票数を有する輸出国政府及び輸入国の票数の七十五パーセント以上の合計票数を有する輸出国政府によつて受諾されたときには、直ちに理事会に通報するものとし、

対しては、自動的にこの協定の適用を停止するものとする。

ただし、このようない縮約国政府がやむをえない憲法上の困難に

より、(i) の規定に基いて改正が効力を生ずる日の前に改正を受

諾することができなかつたことを理事会が認める場合には、理

事會は、その困難が解決され、かつ、締約国政府が受諾の決定

を理事会に通告するまで、停止を延期することができる。

(6) 理事会は、(5)(ii) の規定に基いてこの協定の適用を停止された締約国政府の地位の回復に関する規則及びこの条の規定の実施に必要な他の規則を定めるものとす

る。

第四十四条 (1) いづれかの締約国政府は、第三

十三条又は第三十四条に掲げる政

府がこの協定を批准しないか若し

くは受諾しないため、若しくはこれへ加入しないため、又は第四十

五条の規定に基いて理事会が承認した留保のため、自國の利益が著

しく害されると認めるときは、グ

レート・ブリテン及び北部アイル

ランド連合王国政府に通告するものとする。グレート・ブリテン及

び北部アイルランド連合王国政府は、その通告を受けたときは、直

ちに理事会に通報するものとし、根拠があるものと宣言する場合に

は、当該国政府は、この協定からの脱退の通告を行うことができる。

(4) いづれかの締約国政府は、第四

十一条(4) の規定に基いてこの協定に加入しようとする非締約輸出国

で第十四条に掲げられていないも

のに割り当てられる基準輸出トン

数により、自國の利益が著しく害

されるに認めるときは、理事会に

対し申立を行うことができ、理事会に

会は、その申立について決定する

ものとする。当該国政府は、理事会に

の決定にかかるべき事項を決定する

益が引き続き著しく害されると認

めるときは、この協定からの脱退

の通告を行うことができる。

(5) 理事会は、(2)、(3) 及び(4) の規定

に基いて提出された問題について

三十日以内に決定をするものとす

る。理事会がその期間内に決定を

しないときは、その問題を理事会に提出した政府は、この協定からの

脱退の通告を行うことができる。

(6) いづれかの締約国政府は、戦争

のであると決定した場合は、この協定

に基く自國の義務の一部又は全部の停止を理事会に要請することができる。その要請が拒否されるとときは、当該国政府は、この協定からの脱退の通告を行うことができること。

(7) いすれかの締約国政府は、他のいすれかの締約国政府が第十六条の規定に基く義務を免除されるため同条(2)の規定を援用するときは、その後の三箇月以内についても、理事会に理由を説明した後、脱退の通告を行うことができる。

(8) 締約国政府は、この協定に予見されている事情のほか、やむを得ない事情のためこの協定に基く義務を履行することができないことを証明するときは、この協定から脱退の通告を行うことができる。

(9) いすれかの締約国政府は、他のいすれかの締約国政府が、その本土地域又は国際関係について責任を負う非本土地域の全部若しくは一部に関し、この条の規定による通告を行つてこの協定から脱退することがこの協定の運用を妨げることがあると認めるときは、その後の三箇月以内についても、この協定がらの脱退の通告を行うことができる。

(4) 理事会の同意を必要とする留保がこの条の規定に従つて行われた場合には、理事会は、関係政府の

この条の規定に基く脱退の通告は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に対し行われるものとして、同政府がその通告を受領した日から三十日目に効力を生ずるものとする。

#### 第四十五条

(1) いすれかの政府で、千九百五十八年十二月三十一日に、千九百五十三年の国際砂糖協定又は千九百五十六年の議定書により改正された同協定に一又は二以上の留保を附して参加していたものは、この協定の署名、批准若しくは受諾又はこれへの加入の際に一又は二以上の同様の留保を行うことができること。

(2) 千九百五十八年の国際連合砂糖会議に代表者を送つた政府は、(1)に掲げる留保と同様の内容の一又は二以上の留保を、(1)に定めると同一の方法で行うことができる。この項の規定に基いて生ずる紛争は、第四十条に定める手続に従つて解決するものとする。

(3) この協定に対するその他の留保は、署名、批准、受諾又は加入のいずれの際に行うかを問わず、理事会の同意を得なければならぬ。

(4) 理事会の同意を必要とする留保がこの条の規定に従つて行われた場合には、理事会は、(1)の規定に基いて行つた通告によ

り、理事会の同意を得ることができなかつたか又は留保を撤回する意思がないかたときは、効力を失うものとする。

(5) この条に定める理事会の権限は、特別投票により行使するものとする。

(6) この条のいかななる規定も、いすれかの締約国政府が自己の行つたかかる留保の全部又は一部を撤回することを妨げるものではない。

#### 第四十六条

(1) 千九百五十六年の議定書により改正された千九百五十三年の国際砂糖協定に従つて、いすれかの割当年度に行われたか、行われるべきであつたか又は行われなかつたことの結果が、同協定の運用上、その後の割当年度に効力を生じたときは、それらの結果は、この協定の最初の割当年度中、千九百五十六年の議定書により改正された

(2) 第十八条(1)及び(2)の規定並びにこの条の(1)の規定にかかるわらず、千九百五十九割當年度の暫定的な輸出割当は、千九百五十九年の一月中に理事会により行われるものとする。

(3) いすれの締約国政府も、第四十二条、第四十三条及び第四十四条の脱退に関する規定に従つてグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に対し脱退の通告を行うことにより、国際関係について自己が責任を負う非本土地域の全部又は一部に關し各別に、この協定から脱退することができる。

(4) 締約国政府が国際関係について責任を有する非本土地域の全部又は一部について脱退する場合及び本土地域又は非本土地域の適用を変更する場合には、理事会は、いすれかの締約国政府の要請により、当該政府の地位、割当、権利及び義務を変更することが適當であるかどうかを検討するものとし、变更が適當であると認めるときは、特別投票により、行われるべき变更を決定するものとする。

#### 第四十七条

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、第四十二条、第四十三条、第四十四条及び第四十八条の規定に基いて受領した通告及び脱退の通告をすみやかにすべての署名国政府及び加入国政府に通報するものとする。

(5) 締約国政府が国際関係について自己が責任を負う非本土地域の全部又は一部に關し各別に、この協定から脱退することができる。

#### 第十九章 滅用地域

(6) 締約国政府が国際関係について責任を有する非本土地域の全部又は一部について脱退する場合及び本土地域又は非本土地域の適用を変更する場合には、理事会は、いすれかの締約国政府の要請により、当該政府の地位、割当、権利及び義務を変更することが適當であるかどうかを検討するものとし、变更が適當であると認めるときは、特別投票により、行われるべき变更を決定するものとする。

理事会の決定により害されると認めるときは、理事会がその決定を行つた日の後三十日以内に、グレート・ブリテン及び北部アイ

昭和三十四年三月十八日 参議院会議録第十七号 千九百五十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

三九六

ランド連合王国政府に対し脱退の通告を行つて、この協定から脱退

以上の証拠として、各自の政府から正當に委任を受けた下名は、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

一千九百五十九年十二月十  
五日にロンドンで

千九百五十八年十二月十一日  
五日ニヨンドンで

## 十一四 キューべのために ロベルト・G・テ・メンヌー カ

一千九百五十八年十二月十日

チエツコスロヴァキアのために  
R・ポップ

セイロンのために

チリのたれこ

卷之二

陳雄飛

一千九百五十八年十二月二十三日

中華民国政府は、中國における唯一の正當

オーストラリアのために

E・J・ハリソン

壬午四月二日

ベルギー王国のために

ケ リ・ウ・ン・メ・ル・イ

一千九百五十八年十二月二  
十三日

四三

ヤーリルクセンブルグ

経済同盟のために行

コスター・リカのために  
陳雄飛

ドクトル アルフレド・アル  
ファロ・ソテラ

ルト・G・デ・メンドー  
のため  
十二日  
十九百五十九年十一月二  
八日  
スロヴァキアのために  
ボップ  
十九百五十九年十二月十  
十三日  
チエコスロヴァキ  
ア共和国のために、私は、千九百五十九年の  
国際砂糖協定への署名  
に関連して、同協定の  
第十四条においてドイ  
ツ民主主義共和国を示  
す「東ドイツ」という表  
現が正確でない旨を述べる光榮を有する。  
ドイツ民主主義共和  
国は、千九百四十九年  
五月三十日に第三回下  
イツ人民大会により承  
認された憲法に基いて、千九百四十九年十  
月七日に設立されたものである。ドイツ民主  
主義共和国は、ソヴィ  
エト連邦が執つた措置  
により、国際法に基く  
完全な主権を獲得し  
た。ドイツ民主主義共和國は、同様に、多數  
の国と外交関係、経済  
関係及び貿易関係を確  
立することにより、国  
際間の承認を獲得し  
た。この主権国の公式  
名称は、たとえば前記  
の憲法の第二条にい  
て使用される唯一の正  
確な名称である。  
次に留保を附して署  
名した。  
チエコスロヴァキ  
アの經濟が全面的計画  
經濟である事実にかん  
がみ、砂糖の輸出の補  
助に関する第三条の規  
定並びに生産及び在  
庫量の制限に関する第  
十条及び第十三条の規  
定は、チエコスロ  
ヴァキアには適用しな  
い。  
第十一条(1)及び(2)の  
規定に従つて、チエコ  
スロヴァキアは、實  
際の輸出割当をいかな  
る程度まで使用するか

次の留保を附して署名した。  
チエッコスロヴァキアの経済が全面的計画経済である事実にかんがみ、砂糖の輸出の補助に関する第三条の規定並びに生産及び在庫量の制限に関する第十条及び第十三条の規定は、チエッコスロヴァキアには適用しない。

第十一一条(1)及び(2)の規定に従つて、チエッコスロヴァキアは、実際の輸出割当をいかなる程度まで使用するか

場への現実の輸出量と、第十一条に対する前記の留保に関する通告を行つた時の実際の輸出割当から使用しないと予想する部分として同留保により通告された部分を削減したものとの間に生じた差を、次の年度の実際の輸出割当から削減する方法により、チエッコスロヴァキアに適合する。

チエッコスロヴァキアは、この協定の最初の二割当年度については第十四条(1)(i)に定め

る基準輸出トン数を受  
諾するが、自国の経済  
の全面的必要にかん  
がみ、この協定の適用  
を受ける第三年度及び  
その後の年度について  
は第十四条(1)(i)の規定  
に基く基準輸出トン数  
の量を最終的なものと  
認めない。

第十四条において中  
國(台灣)に關し、及び  
第三十四条において中  
國に関する述べている  
この協定の署名は、國  
民党政権による台灣の  
支配を承認することを  
意味するものではな  
く、また、いわゆる  
「中國國民政府」を中  
國の正當な政府として  
承認することを意味す  
るものでもない。

チエック・スロヴァキア  
アは、第二十八条(5)の  
規定に従つて、理事会  
又は執行委員会のこの  
協定に基く任務の遂行  
を可能にするため、  
さされている事実にかんがみ、砂  
糖に課される負担の軽減に關す  
る第五条の規定の適用について  
提供する。

R・ポップ

デンマークのために

ステイーンセン＝レット

G・S・T・セフェリアデ  
ス

ドミニカ共和国のために

ドクトル L・F・トメン

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

ドミニカ共和国のため

J・D・ラムブル

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

フィンランドのために

J・ショーヴェル

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

フランスのために

モーリス・カフシウース

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

ハイチのために

モーリス・カフシウース

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

日本国のために

大野勝巳

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

ドイツ連邦共和国のために

ヘルバート

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

ガーナのために

モーリス・カフシウース

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

ハンガリー人民共和国のために

シウース

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

連合王国駐在ガーナ高等弁務  
官 E・O・A・アジャエ千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

ガーナのために

モーリス・カフシウース

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

ギリシャのために

モーリス・カフシウース

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

ギリシャ王國政府は、ギリ  
シャにおいては、財政上の理由に  
より、廃止することのできない

モーリス・カフシウース

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

ハンガリー人民共和国のために

モーリス・カフシウース

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

オランダ王国のために

モーリス・カフシウース

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

アイルランドのために

モーリス・カフシウース

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十三日

ニカラグアのために

モーリス・カフシウース

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

九日

イスラエルのために

ディヴィード・ショハム

パキスタンのために

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

十日

C・F・アルファロ

千九百五十八年十二月二  
月二十三日

イタリアのために

ヴィットリオ・ゾッビ

ペルーのために

リカルド・リベーラ・シユレ

イベル

千九百五十八年十二月二  
月二十三日千九百五十八年十二月二  
月二十三日

九日

第十三条及び第三条の規定  
は、ボーランド人民共和国  
には適用しない。

ボーランド大使 E・ミ  
ルニケール

千九百五十八年十二月二十三日

ボルトガルのために  
アウグスト・ラト・ポティ  
エール

千九百五十八年十一月二十三日

ズウェーデンのために  
テュニジアのために  
南アフリカ連邦のために  
W・A・ホロワクス

千九百五十八年十一月十九日  
ソヴィエト社会主義共和国連邦の  
ために

V・カメンスキー

千九百五十八年十一月二十四日  
ソヴィエト社会主義

共和国連邦の社会経済  
機関及び計画的国民経  
済にかんがみ、砂糖の  
生産及び在庫量の制限  
に関する第十条及び第  
十三条の規定並びに砂  
糖の輸出の補助に関する  
事項

る第三条の規定は、ソ  
ヴィエト社会主義共和  
国連邦には適用しない  
と了解される。

第十四条において中  
國(台湾)に関するものに  
第三十四条において中  
國に關して述べている  
この協定へのソヴィエ  
ト社会主義共和国連邦  
のための署名は、台湾  
に対する国民党政權の  
支配権を承認すること  
を意味するものではな  
く、また、いわゆる「中  
國国民党政府」を中國  
の法律上の、かつ、權  
限のある政府として承  
認することを意味する  
ものでもない。

V・カメンスキー

千九百五十八年十一月二十四日  
ソヴィエト社会主義

共和国連邦の社会経済  
機関及び計画的国民経  
済にかんがみ、砂糖の  
生産及び在庫量の制限  
に関する第十条及び第  
十三条の規定並びに砂  
糖の輸出の補助に関する  
事項

その他の財産及び理事会がその  
被用者で理事会が所在する國の  
國民でないものに支払う報酬に  
対する課税を免除することを要  
求しているものと解釈する。

E・A・ヒッチマン

千九百五十八年十二月二十二日  
アメリカ合衆国のために

〔杉原荒太君登壇、拍手〕

○杉原荒太君　たゞいま議題となりま  
した千九百五十八年の國際砂糖協定の  
締結について承認を求める件につき  
まして、外務委員会における審議の  
経過並びに結果を御報告申し上げま  
す。

一日となつておりますが、政府は、協  
定の規定に従つて、英國政府に対し、  
本年六月一日前に協定を受諾するよう  
努力する旨の通告を行なつてあるとの  
説明がありました。

委員会の審議におきましては、砂糖  
の國際価格が、スエズ紛争のときのよ  
うに暴騰することを今後阻止するた  
め、条約上どのような措置がとられる得  
るのか。わが国が貿易関係において出  
超國であるフィリピン、インドネシ  
ア、ブラジルより砂糖を輸入すること  
を貿易操作上考えているか。琉球と本  
の協定の運用の成果を考慮して、種々  
の修正を加えておりますが、その根本  
の趣旨とするところは従来のものと同  
じです。

○副議長(平井太郎君)　総員起立と認  
めます。よって本件は全会一致をもつ  
て承認することに決しました。

○副議長(平井太郎君)　日程第一、盲  
学校、聾学校及び養護学校への就学獎  
励に關する法律の一部を改正する法律  
案(内閣提出、衆議院送付)を議題とい  
たします。

まず委員長の報告を求めます。文教  
委員長相馬助治君。

## 審査報告書

盲学校、聾学校及び養護学校への

就学奨励に関する法律の一部を改

正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十四年三月十二日

文教委員長 相馬 助治

参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案の内容は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の生徒についても、その通学又は帰省に要する交通費の全部又は一部を支給することにより、これらの生徒の就学をより一層奨励するため、所要の改正を行ふものであり、妥当な措置と認める。

## 附 則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

本法施行に伴う費用約六百四十万円が昭和三十四年度予算に計上されている。

〔相馬助治君登壇、拍手〕

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案の要旨は、去る昭和二十九年に、盲聾及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改

正する法律案

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

## 盲学校、聾学校及び養護学校への

## 就学奨励に関する法律の一部を改

## 正する法律案

疑が展開されましたが、これらの質問並びに政府の答弁の詳細につきましては会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたが、別に御発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

○副議長(平井太郎君) 御異議ない

ます。大蔵委員長加藤正人君。

日程第六、産業投資特別会計法の一  
部を改正する法律案(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とするところに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。まず、委員長の報告を求めます。

○副議長(平井太郎君) 御異議ない

ます。大蔵委員長加藤正人君。

## 審査報告書

## 所得に対する租税に関する「重課税の回避及び脱税の防止のための

日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に

関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

○副議長(平井太郎君) 日程第三、所

得に対する租税に関する「重課

税の回避及び脱税の防止のための

日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に

関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、所得に対する租税に

關する「重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国とパキスタン

との間の条約を実施するため、パ

キスタンの法人が支払を受ける配

当に対する所得税の税率の特例そ





るための条約が、本院で承認せられておりますが、本法案は、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて、所要の立法措置を講じようとするものであります。すなわち、バキスタン法人の配当所得に対する課税の税率を、一定の場合百分の二十となっているのを百分の十五に軽減し、その他、日本国内におけるバキスタン税額の徴収につき、バキスタン政府の委嘱を受けたときは、国税徴収の例によつて行ひ等、所の規定を置いております。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について申し上げます。

今国会において、わが国とノールウェーとの間に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税を防止するための条約が本院で承認せられておりますが、本法案は、この条約に規定を要するものについて、所要の立法措置を講じようとするものであります。

以下、本案の内容について申し上げますと、第一点は、使用料、配当または利子の所得について、所得税法の特例を定め、事業を有しない非居住者等

に対する特別税率百分の二十を百分の十五に軽減しようとするものであります。第二点は、特許権、意匠権等の譲渡により生ずる所得に対する所得税及び法人税法の特例を定め、現行では一般税率によつているのを、百分の十五の税率を定め、それ以上は免除します。第三点は、特許権、意匠権等の譲渡による所得に対する所得税の特例を定め、現行では一般税率によつているのを、百分の十五とするとするものであります。

以上、「一案の委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。」とあります。採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。産業投資特別会計は、経済の再建、産業の開発及び貿易の振興の目的をもつて設置されたものであります。その財源はきわめて弾力性に乏しいので、本案は、昭和三十四年度におきまして、資金内容の充実をはかるため、さきに設けました経済基盤強化資金から一

般会計への受入額のうち、五十億円を限り、この特別会計に繰り入れることができるようにしておきたいとあります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

○副議長(平井太郎君) 次に、産業投

資特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

昭和三十四年二月二十七日  
衆議院議長 加藤錦五郎

〔審査報告書は都合により追録に付金に関する法律の一部を改正する法律案〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

〔審査報告書は都合により追録に付金に関する法律の一部を改正する法律案〕

國有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案

國有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十一年法律第百四号)の一部を次のように改

正する。

第一項中「演習場」の下に「並びに政令で定める弾薬庫及び燃料庫」を加える。

路港、佐賀開港、伊丹空港をそれぞれ開港と税関空港に指定しております。重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、

質疑を終了し、討論、採決の結果、の回避及び脱税の防止のための日本国全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

質疑を終了し、両案一括して討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。産業投資特別会計は、経済の再建、産業の開発及び貿易の振興の目的をもつて設置されたものであります。

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

〔審査報告書は都合により追録に付金に関する法律の一部を改正する法律案〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

〔審査報告書は都合により追録に付金に関する法律の一部を改正する法律案〕

國有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案

國有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十一年法律第百四号)の一部を次のように改

正する。

第一項中「演習場」の下に「並びに政令で定める弾薬庫及び燃料庫」を加える。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバキスタンとの間の条約の実施に伴う所定税法の特例等に関する法律案

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長館哲二君。

〔審査報告書は都合により追録に付金に関する法律の一部を改正する法律案〕

國有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案

〔審査報告書は都合により追録に付金に関する法律の一部を改正する法律案〕

國有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案

國有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十一年法律第百四号)の一部を次のように改

正する。

第一項中「演習場」の下に「並びに政令で定める弾薬庫及び燃料庫」を加える。

## 附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金から適用する。

## 【館哲二君登壇、拍手】

○館哲二君　ただいま議題となりました国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、国有提供施設等所在市町助成交付金、すなわち、いわゆる基地交付金の対象資産として、新たに自衛隊が使用する政令で定める弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産を加えようとするものであります。

地方行政委員会におきましては、三月三日、青木国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、当局との間に質疑応答を重ねて、慎重審査を行いました。その質疑応答におきましては、今回の改正によって基地交付金の対象に加えられる弾薬庫及び燃料庫の範囲は、政令できめられることになつております。具体的には、それは土地だけに限られ、その上にある建物、工作物などは対象に含まれないとする政府の意向のよう

であるが、その理由いかんといいう問題

題、あるいは、交付金の対象たる国有財産の評価に現在非常なアンバランスがあるが、政府は、どうして、また、

いつからそれが適正化をやろうとするのかという問題、その他、基地交付金

本来の性格、それから交付金総額のワクなど、多くの問題が取り上げられましたが、その詳細については、会議録により御承知を願いたいと存じます。

三月十七日質疑を終了し、討論に入りましたところ、大沢委員は、本法案に賛成の旨を述べられ、次の附帯決議案を提出されました。すなわち、その内容は、

本法の実施に当り、政府は、制度の趣旨が固定資産税に代え関係市町村の財政援助を目的とするにかんがみ、左の諸点に留意してその運営の適正を期すべきものと認める。

一、本法制定に当り本委員会が行つた附帯決議を尊重し、すみやかに対象資産の範囲の拡大、評価の適正化、助成交付金予算計上額の増額等に努めること。

二、「政令で定める弾薬庫及び燃料庫」については、その資産の特殊性にかんがみ、土地建物及び工作物の全部を対象とする等、実情に即するよう措置すること。

## 右決議する。

といふのであります。

かくて採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで大沢君提出の附帯決議案は、

全会一致をもって、これを委員会の決議とすることに決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

○副議長(平井太郎君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案、

日程第九、旅行あつ旋葉法の一部を改正する法律案(いすれも衆議院提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(平井太郎君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員会理事相澤重明君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

昭和三十四年三月十日

衆議院議長 加藤鑑五郎

参議院議長 松野鶴平殿

第五条第一号中「海難救助又は現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助に當つた者」を「海難救助又は現行犯人の救助に當つた者」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

本法施行に要する経費

年額約六万五千円の見込である。

その場にいない場合に、職務によらないで自ら当該現行犯人の

逮捕又は当該犯罪による被害者

の救助に當つた者(政令で定められた者を除く。)が、そのため災害を受けたとき。

第五条第一号中「海難救助又は現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助に當つた者」を「海難救助又は現行犯人の救助に當つた者」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

本法施行に要する経費

年額約六万五千円の見込である。

第九条第一項中「国債証券」の下に  
「、地方債証券その他運輸省令で定  
める有価証券」を加える。

## 附 则

この法律は、公布の日から起算し  
て三十日を経過した日から施行す  
る。

## 官 報 (号 外)

○相澤重明君登壇、拍手

相澤重明君　ただいま議題となりま  
した海上保安官に協力援助した者等の  
災害給付に関する法律の一部を改正す  
る法律案及び旅行あつ旋業法の一部を  
改正する法律案について、運輸委員会  
における審議の経過並びに結果を御報  
告申し上げます。

まず、海上保安官に協力援助した者  
等の災害給付に関する法律の一部を改  
正する法律案について申し上げますと、  
現行法は、海上保安官に協力援助した  
者等の災害について、國が療養等の給  
付を行うことを定めたものであります  
て、犯人の逮捕に際しては、海上  
保安官が現場にいることを前提とした  
しまして、現に援助を求めたか、また  
は求めなくても、これに協力援助する  
ことが相当と認められる場合に限り、  
それによって災害を受けた者に対し  
て、國が療養その他の給付を行ふもの

としておりますが、この改正法案は、  
安官が現場にいなくても、海上におけ  
る殺人、傷害、強盗、窃盗等、人の生  
命、身体または財産に危害が及ぶ犯罪  
の現行犯人の逮捕または被害者の救助  
に当り、それによって災害を受けた場  
合も、國が療養その他の給付を行ふこ  
とができるようにしてやうとするもので  
あります。

本委員会におきましては、格別の質  
疑もなく、また討論に入りましたこと  
ろ、別に発言もなく、採決の結果、全  
会一致をもって原案通り可決すべきもの  
と決定いたしました次第であります。

次に、旅行あつ旋業法の一部を改正  
する法律案につきまして御報告申し上  
げます。

まず、この法案の要旨を申し上げま  
す。現行法では、旅行あつ旋業者が營  
業の登録を受けます際に、営業保証金  
として現金または国債証券を供託する  
ことは、その点を改正して、これらのほか  
有価証券をもつて充てができる  
ことになっておりますが、この法案で  
ます。委員長の報告を求めます。社会  
労働委員長久保等君。

○副議長(平井太郎君)　総員起立と認  
めます。よって両案は全会一致をもつ  
て可決せられました。

○副議長(平井太郎君)　別に御発言も  
なければ、これより両案の採決をいた  
します。両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君)　総員起立と認  
めます。よって両案は全会一致をもつ  
て可決せられました。

○副議長(平井太郎君)　別に御発言も  
なければ、これより両案の採決をいた  
します。両案全部を問題に供します。

児童福祉法(昭和二十二年法律第  
百六十四号)の一部を次のように改  
正する。

第二十一条の十五の次に次の二条  
を加える。

第二十二条の十六 都道府県知事  
は、骨関節結核にかかる児童に対し、療  
育を行ふため、これを病院に入  
院させて療育の給付を行うことができる。

療育の給付は、次のとおりとす  
る。この場合において、第一号の

第一条の十六第二項第一号の医療」と  
と、第二十二条の八第四項及び第

二十二条の九第二項中「都道府県

かりでなく、利息の面においても少か  
らぬ差を生じ、中小企業の多い旅行あ  
つ旋業にとり、企業合理化促進の一助  
となるのみならず、一般旅客に対する  
接遇の向上も期待し得られることがあります。

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付  
する。

昭和三十四年三月十日

衆議院議長 加藤錦五郎

参議院議長 松野鶴平殿

十二条の十二第三項の規定を準用  
する。

一 医療

前項第一号の医療に係る療育の  
給付は、厚生大臣が次項の規定に  
より指定する病院(以下「指定療育  
機関」という。)に委託して行うもの  
とする。

厚生大臣は、國が開設した病院  
については主務大臣の同意を得て、  
その他の病院については開設者の  
同意を得て、第二項第一号の医療  
を担当させる機関を指定する。  
前項の指定は、政令で定める基  
準に適合する病院について行うもの  
とする。

児童福祉法の一部を改正する法律  
案

児童福祉法の一部を改正する法律  
案

○副議長(平井太郎君)　別に御発言も  
なければ、これより両案の採決をいた  
します。両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

児童福祉法(昭和二十二年法律第  
百六十四号)の一部を次のように改  
正する。

第二十一条の五第二項から第四  
項まで及び第二十一条の六の規定  
は、指定療育機関について、第二  
十二条の七から第二十二条の九ま  
での規定は、第二項第一号の医療  
に係る療育の給付について準用す  
る。この場合において、第二十二  
条の五第三項及び第二十二条の六  
中「養育医療」とあるのは、「第二十  
一条の十六第二項第一号の医療」

又は保健所を設置する市」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

厚生大臣は、指定療育機関が第

五項の規定に基く政令で定める基準に該当しなかつたときは、その指定を取り消すことができる。

この場合においては、第二十一条の五第四項の規定を準用する。

第五十条第五号の三の次に次の二号を加える。

五の四 第二十二条の十六の措置に要する費用

第五十六条第一項中「第五十条第五号の二に規定する費用については、養育医療の給付を行つた場合における当該措置に要する費用、同条第五号の二」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十六号中「及び育成医療」を、「育成医療及び同法第二

十一条の十六第二項第一号の医療」に改める。

(結核予防法の一部改正)

3 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六条)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「結核患者が、」の下に「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定による療育の給付又は」を加え、「同法」を「これらの法律」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

4 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「第五十条第五号の二に規定する費用については、養育医療の給付を行つた場合における当該措置に要する費用、同条第五号の二」に改める。

(昭和二十四年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六十条第八号中「及び身体障害児」を、「身体障害児及び骨関節結核にかかっている児童」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二条の八第三項(同法第二十一条の十二第五項において準用する場合を含む。)を「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは医療の給付」を「、療育の給付若しくは医療の給付」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

二十二条の八第三項(同法第二十二条の十二第五項及び第二十一条の十六第六項において準用する場合を含む。)に、「児童福祉法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十六号中「及び育成医療」を、「育成医療及び同法第二十一条の八第四項(同法第二十二条の十二第五項において準用する場合を含む。)」を「児童福祉法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

二十二条の八第四項(同法第二十二条の十二第五項及び第二十一条の八第三項において準用する場合を含む。)に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十四条の三第三項中「第十三

三条第二項に規定する」に、「指定医療機関」を「医療機関」に、「当該指定医療機関」を「当該医療機関」に改める。

(地方財政法の一部改正)

5 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改

正する。

第六十条第八号中「及び身体障害児」を、「身体障害児及び骨關節結核にかかっている児童」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二条の八第三項(同法第二十

一条の十二第五項において準用する場合を含む。)に、「児童福祉法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは医療の給付」を「、療育の給付若しくは医療の給付」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

二十二条の八第三項(同法第二

十二条の十二第五項及び第二十

一条の十六第六項において準用する場合を含む。)に、「児童福祉法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

二十二条の八第三項(同法第二

十二条の十二第五項において準用する場合を含む。)に、「児童福祉法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「又

は医療の給付」を「、療育の給付又

は医療の給付」に改める。

(久保等君登壇、拍手)

○久保等君 大だいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の趣旨を御説明いたします。本法律案は、骨關節結核に対する実情等にかんがみ、今回はま

ず骨關節結核児童について実施することにしましたが、今後一般結核児童に

拡充実施するよう十分研究努力する」との答弁がありました。その他、療育、養

育、育成等の用語の意義、結核児童の

療養指導、指定療育機関の基準内容等

についても論議が行われたのであります

が、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に移りましたが、発言なく採決の結果、本法律案

は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、木下委員より、本法律案に対

し、次の附帯決議を付するの動議が提

出せられました。

本委員会におきましては、まず、本

法案の提案理由の説明を厚生大臣より聽取した後、委員と同大臣、政府委員

との間に熱心な質疑応答がなされたの

であります。が、その内容を御紹介申し上げますと、「療育給付の制度を、骨

關節結核児童だけでなく、一般結核児童に対しても適用すべきではないか」との質問に対しましては、政府委員よ

り、「一般的の結核の場合に比べ、骨關節結核の場合には、特に長期の療養を必要とする実情等にかんがみ、今回ま

ず骨關節結核児童について実施することにしましたが、今後一般結核児童に

拡充実施するよう十分研究努力する」との答弁がありました。その他、療育、養

育、育成等の用語の意義、結核児童の

療養指導、指定療育機関の基準内容等

についても論議が行われたのであります

が、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に移りましたが、発言なく採決の結果、本法律案

は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、木下委員より、本法律案に対

し、次の附帯決議を付するの動議が提

出せられました。

## 児童福祉法の一部を改正する法

律案に対する附帯決議案

今回骨闘節結構にかかるつている児童に対する療養と教育の制度を設けることは極めて時宜に適したもので

あるが、政府はすみやかにこのような制度を骨闘節結構以外の結構にかかるつている児童にも拡大するよう適切な措置を講すべきである。

右決議する。

右について採決を行いましたところ、これまた全会一致で本法律案に対する附帯決議とすることに決定した次第であります。

以上御報告を終ります。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしません。本案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 総員起立認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 日程第一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法

法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長古池信三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出案は本院においてこれを可決した)。

よつて国会法第八十三条规定により送付する。

昭和三十四年二月十三日

衆議院議長 加藤鏡五郎

参議院議長 松野鶴平殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正す

る法律案

裁判所職員定員法の一部を改正す

る法律案

裁判所職員定員法の一部を改正す

る法律案

裁判所職員定員法の一部を改正す

る法律案

裁判所職員定員法の一部を改正す

る法律案

た。

## 附 則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

裁判所補助職員の増員、定員外職員の可及的定員繰り入れ等について熱心な質疑が行われましたが、これが詳細には会議録に譲りたいと存じます。

さて、三月十七日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、亀田委員より次のような附帯決議案が提出されました。

〔古池信三君登壇、拍手〕

本法律案の趣旨は、最近、民事、刑事の事件数の増加、裁判官の不足等の事情から、訴訟が著しく遅延しているばかりでなく、地方裁判所においては、本来合議体で取り扱うことが望ましい複雑困難な事件をも、やむなく一人の裁判官で取り扱っている場合が少くない実情にありますので、この際、第一審を充実強化して、裁判の適正と迅速な処理をはかるため、さしあたり必要最小限度の範囲で判事補二十名を増員しようとするものであります。

委員会の審議に当りましては、二月三日、政府当局から提案理由の説明を聽取した後、大川、高田、龟田、北村の各委員から、合議事件の充実促進と

かくて討論を終了し、本法律案並びに附帯決議案について採決いたしました

たところ、それぞれ全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本法律案の趣旨は、最近、民事、刑事の事件数の増加、裁判官の不足等の事情から、訴訟が著しく遅延しているばかりでなく、地方裁判所においては、本来合議体で取り扱うことが望ましい複雑困難な事件をも、やむなく一人の裁判官で取り扱っている場合が少くない実情にありますので、この際、第一審を充実強化して、裁判の適正と迅速な処理をはかるため、さしあたり必要最小限度の範囲で判事補二十名を増員しようとするものであります。次いで、自由民主党を代表して大谷委員から、また、日本社会党を代表して高田委員から、それぞれ本法律案並びに附帯決議案について賛成の討論がなされました。

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十三分散会

○本日の会議に付した案件

一、議員派遣の件

一、日程第一 千九百五十八年の国際砂糖協定の締結について承認を

求めるの件

一、日程第二 盲学校、聾学校及び

養護学校への就学奨励に関する法

律の一部を改正する法律案

四〇六

一、日程第三 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
一、日程第四 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
一、日程第五 関税法の一部を改正する法律案
一、日程第六 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
一、日程第七 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第八 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第九 旅行あつ旅業法の一部を改正する法律案
一、日程第十 児童福祉法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。
議員
副議長 平井 太郎君
島村 軍次君 山本 利寿君
手島 栄君 成田 一郎君
岸 良一君 加藤 正人君
加賀山之雄君 松平 勇雄君
武藤 常介君 最上 英子君
松岡 平市君 常岡 一郎君
西川甚五郎君 竹下 豊次君
谷口弥三郎君 新谷寅三郎君
木内 四郎君 杉山 昌作君
田村 文吉君 石黒 忠篤君
鶴見 祐輔君 笹森 順造君
柴野和喜夫君 松野 孝一君
西田 信一君 大谷藤之助君
鶴見 俊二君 吉江 勝保君
猪浦 麗藏君
塙見 俊二君 江藤 智君
雨森 常夫君 後藤 義隆君
山本 米治君 田中 茂徳君
有馬 英二君 大谷 篁潤君
苦米地英俊君 小柳 政衡君
松永 忠二君 鈴木 強君
森 元治郎君 相澤 重明君
斎藤 昇君 小山邦太郎君
木暮武太夫君 石坂 豊一君
植竹 春彦君 草葉 隆圓君
高橋進太郎君 大野木秀次郎君
川村 松助君 小林 英三君
増原 恵吉君 石井 桂君
木島 虎藏君 佐藤清一郎君
大沢 雄一君 江田 三郎君
岸 敏夫君 小林 孝平君
中野 文門君 柴田 栄君
西岡 ハル君 勝俣 稔君
森田 義穂君 重政 庸徳君
宮田 重文君 横山 フク君
土田国太郎君 岩間 正男君
高野 一夫君 市川 房枝君
古池 信三君 八木 幸吉君
迫水 久常君 宮田 重文君
秋山俊一郎君 小澤久太郎君
石原幹市郎君 岩沢 忠恭君
杉原 荒太君 下條 康麿君
吉野 信次君 郡 祐一君
松浦 清一君 沢木 錦三君
田中 一君 木村篤太郎君
高田なほ子君 東 隆君
松浦 清一君 重盛 寿治君
内村 清次君 千葉 信君
山田 節男君 三木 治朗君
國務大臣 文部大臣 橋本 龍伍君
政府委員
自治政務次官 黒金 泰美君

審査報告書  
〔第十四号参照〕

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三日

大蔵委員長 加藤 正人

参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法案は昭和三十三年産米穀

について、昭和三十二年産米穀と同様、事前完済申込に基いて政

府に米穀を売り渡した者に対し、所得税を軽減しようとするものであつて、適当な措置と認められる。

**二、費用**

この法律施行のため、別に費用を要しない。

**審査報告書**

酒税法の一部を改正する法律案と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三日

大蔵委員長 加藤 正人

**要領書**

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三日

外務委員長 杉原 荒太

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**審査報告書**

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三日

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**審査報告書**

本法実施に要する経費として、

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三日

百八十四万五千円を計上済である。

昭和三十四年三月三日

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三日

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三日

運輸委員長 大倉 精一

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**審査報告書**

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三日

工場立地の調査等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三日

工場立地の調査等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三日

商工委員長 田畠 金光

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**要領書**

参議院議長松野鶴平殿

**審査報告書**

標準船型設計委託費四百万円が計上されている。

この法律施行のため、別に費用を要しない。

この法律施行に当り別に費用を要しない。

**二、費用**

この法律施行のため、別に費用を要しない。

この法律施行のため、別に費用を要しない。

この法律施行のため、別に費用を要しない。

## 二、費用

本法施行のために要する費用として五十三万九千円が昭和三十四年度一般会計予算に計上される。

我が國經濟における工業化の進展に鑑み、政府は、本法の施行と併せて、全国的視野に立つ工場立地適正化のための計画を樹立し、新工業地帯の開発、造成を図るため一段と強力なる施策を講ずると共に、企業の立地指導に当つては中小企業に対しても適切な配慮を加え、立地の適正化を期するよう格段の努力をなすべきである。

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

昭和三十四年三月十八日 参議院会議録第十七号

定価 一部十五円  
(五・良質紙二十円  
(國税二十円  
共) )  
發行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段三三一三  
公報課